解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年七月三日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月七日

東京都港区港南四丁目五番七号

特定非営利活動法人食品サニタリ技術協会

清算人　渡辺　尚彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年七月十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月七日

東京都港区南青山五丁目四番二九号

特定非営利活動法人２００５年スペシャルオリンピックス冬季世界大会実行委員会

清算人　盛田　英夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年七月十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月七日

三重県松阪市黒田町二〇番地七

特定非営利活動法人在宅介護サービスもも・サプリ

清算人　的場　眞男

解散公告（第三回）

当社は、平成十七年十二月十二日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月七日

愛知県名古屋市中川区外新町二丁目二二番地

潮干産業株式会社

代表清算人　慶山　光男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに岡山県知事の認可により、平成二十一年七月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月七日

岡山県倉敷市玉島勇崎六七五番地

医療法人大熊医院

清算人　大熊　宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年六月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月七日

山口県宇部市大字船木字向ヒ八三三番二一

特定非営利活動法人サポート山口

清算人　長谷　幸夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年七月二十三日開催の通常総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月七日

福岡県久留米市日吉町二四番地の二

中九州オフィスシステム化事業協同組合

清算人　二又　一郎

第五十七期決算公告

平成二十一年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・円）

資産の部	
流動資産	九、七五七、七九三、二〇八
固定資産	一、九六三、二一六、六八八
有形固定資産	一、〇九一、五一八、八七六
無形固定資産	五三、二〇三、〇三五
投資その他の資産	八一八、四九四、七七七
合計	一一、七二一、〇〇九、八九六
負債の部	
流動負債	三、六〇一、一八五、一四五
固定負債	五五六、三六三、四九一
合計	四、一五七、五四八、六三六
純資産の部	
株主資本	七、六三四、一八〇、〇一〇
資本金	一八〇、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	三、〇六八、〇〇〇
資本準備金	三、〇六八、〇〇〇
利益剰余金	七、四五一、五八〇、〇一〇
利益準備金	四五、〇〇〇、〇〇〇
その他利益剰余金	七、四〇六、五八〇、〇一〇
（うち当期純利益）	（七、八四七、八四八）
自己株式	△　四六八、〇〇〇
評価・換算差額等	△　七〇、七一八、七五〇
その他有価証券評価差額金	△　七〇、七一八、七五〇
合計	七、五六三、四六一、二六〇
負債及び純資産合計	一一、七二一、〇〇九、八九六

平成二十一年八月七日

名古屋市北区平安二丁目一八番三四号

株式会社ＩＳＯＷＡ

代表取締役　磯輪　英之

配当公告

愛知県豊橋市大山町字西大山六番地

破産者　東海起業株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十一年（フ）第三号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四一八、一三一円

（内優先債権　金四一八、一三一円）

一、配当することのできる金額

金四一八、一三一円

（内優先債権　金四一八、一三一円）

平成二十一年八月七日

愛知県豊橋市前田中町八番地の二四

破産管財人　河邊　伸泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市中央区南十四条西六丁目二八一番地、最後の住所札幌市中央区南十四条西六丁目三番一号　被相続人　亡　西浦　廉親

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月七日

札幌市中央区北二条西三丁目一番地越山ビル六階すがさわ法律事務所

相続財産管理人　菅澤　紀生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道登別市片倉町三丁目一五番地二、最後の住所は本籍に同じ　被相続人　亡　柿﨑　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月七日

北海道登別市千歳町六丁目二六番地四

相続財産管理人　伊奈　綾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市上鳥渡字しのぶ台六五番地九、最後の住所福島県福島市吉倉字名倉六〇番地の三　被相続人　亡　沓澤　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月七日

福島市北五老内町一番三号福島法曹ビル四〇四号

相続財産管理人　佐藤　喜一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所新潟県長岡市妙見町以下不詳　被相続人　亡　原　丑蔵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月七日

新潟県長岡市東坂之上町一丁目二―六

相続財産管理人　弁護士　築井　一琢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市巻渕一丁目三三〇番地、最後の住所新潟県長岡市栃尾原町二丁目二番三一号　被相続人　亡　吉田　操

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月七日

事務所新潟県長岡市幸町一丁目一番一〇号

幸町ビル二階

相続財産管理人　弁護士　高橋　信行